

横浜市母子家庭等自立支援計画

～ひとり親世帯の自立に向けて～

(平成15年度～平成19年度)

横 浜 市

目 次

横浜市母子家庭等自立支援計画		頁
はじめに	-----	1
計画策定の趣旨		
1 計画の位置づけ	-----	2
2 計画の期間	-----	2
3 基本方針	-----	2
ひとり親世帯の現状と課題		
1 ひとり親世帯数	-----	4
2 母子世帯の現状	-----	5
3 父子世帯の現状	-----	1 2
4 ひとり親世帯の課題	-----	1 4
支援の基本的姿勢及び基本目標		
1 支援の基本的姿勢	-----	1 6
2 支援の基本目標	-----	1 7
支援の具体的計画		
1 子育てや生活の支援	-----	1 8
2 就業の支援	-----	1 9
3 自立に向けての経済的支援	-----	2 0
4 養育費の確保	-----	2 1
5 相談機能や情報提供の充実	-----	2 2
6 児童自身へのサポート	-----	2 3
横浜市母子家庭等自立支援計画策定連絡会 名簿	-----	2 4

はじめに

現在福祉を取り巻く状況は大変目覚ましいものがあります。

高齢者の介護保険をはじめ、障害者の支援費制度など、支援を受ける側が自ら制度を選択していくという時代が訪れています。

地域ではNPOをはじめ様々な援助団体、当事者組織が芽生えており、新たな地域福祉文化ともいえる地域福祉計画の策定も進んでいます。また福祉サービスについて第三者の目を通すことによりサービスの向上を目指す第三者評価の制度についても作業が進んでいます。

これらに共通するのは、当事者及び地域、事業者、そして全ての市民が、各自ができることを、それぞれが主体的に取り組んでいる姿です。

ひとり親世帯の皆様の中でも自立を果たされている方、また様々な事情から、今は難しいが状況さえ許せば自立したいと考えている方が多いと思います。

今回策定しました横浜市母子家庭等自立支援計画は、自立に向けて資格や技術を身に付けていただくための新規事業等を盛り込むと同時に、ひとり親世帯の皆様と共に、行政をはじめ多くの支援者、支援団体が連携していこうというものです。

計画策定にご意見をお寄せいただきました皆様にお礼申し上げますとともに、今後の事業推進にあたりましてはどうぞ幅広いご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成16年3月

横浜市福祉局長 田中克子

横浜市母子家庭等自立支援計画

計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

平成14年11月、母子家庭等に対するきめ細かな福祉サービスの展開と自立支援を目的として母子及び寡婦福祉法が改正され、その第12条に都道府県等の自立促進計画策定についての規定が設けられました。

そこで、横浜市では、平成15年6月母子家庭等の皆様のご協力を得て実態調査を実施するとともに、母子寡婦福祉会や地域のNPO法人等関係団体等を構成員とする連絡会を開催し、母子家庭等の自立支援計画を策定しました。

なお本計画は、横浜市の市政運営の今後5年間に取り組むべき施策面での柱となる「中期政策プラン」との整合性を図りながら策定しています。

2 計画の期間

本計画の運営期間は、母子及び寡婦福祉法第11条に基づき厚生労働大臣が定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に沿って、平成15年度から平成19年度までの5年間とします。

なお、今回母子及び寡婦福祉法と同時に改正され、同様に平成15年4月から施行された児童扶養手当法では、5年後の平成20年4月から、手当支給後5年経過した受給者は手当額を減額することとなりました（但し児童が3歳未満の時は3歳到達後5年）。

3 基本方針

本計画は、母子世帯等の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図り、もって児童の健全な成長を確保します。

児童の養育に当たる親は、子育てと生計維持という役割を一人で担うため、様々な困難に直面しており、自立には就労支援とともに子育て及び生活等の総合的支援が必要です。

またその際、関係機関や関係団体のきめ細かな配慮と連携が求められます。

ひとり親世帯の定義等

本計画においてひとり親世帯とは、父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

(児童扶養手当は18歳の3月末までの児童を対象にしていますが、本計画においては「母子及び寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養するひとり親世帯を対象とします。)

引用している調査

「横浜市ひとり親世帯等実態調査H15年度」<横浜市実施>(以下、「本市調査」)

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

「全国母子世帯等調査(H10年度)」<厚生労働省実施>(以下、「全国調査」)

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

「国勢調査(H12年)」<総務省実施>

対象：父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

「国民生活基礎調査(H13年)」<厚生労働省実施>

対象：父又は母と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む

特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

母子世帯又は父子世帯かの注記がない場合は、母子世帯について述べています。

ひとり親世帯の現状と課題

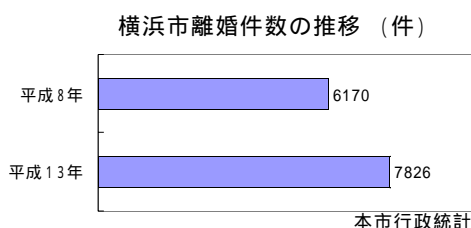
本計画策定に当たり、本市におけるひとり親世帯等の課題を明らかにするため「横浜市ひとり親世帯等実態調査」(平成15年6月)を実施しました。以下この調査結果を基に国等の統計等も交え、本市におけるひとり親世帯の現状を見ていきます。

1 ひとり親世帯数

ひとり親世帯数の推移は、ひとり親世帯となった理由の70%近くを離婚が占める現在、本市においても離婚件数の増とともに増加しています。

1) 離婚件数の推移

本市の離婚件数は、平成8年～平成13年までの5年間で27%の増となっています。



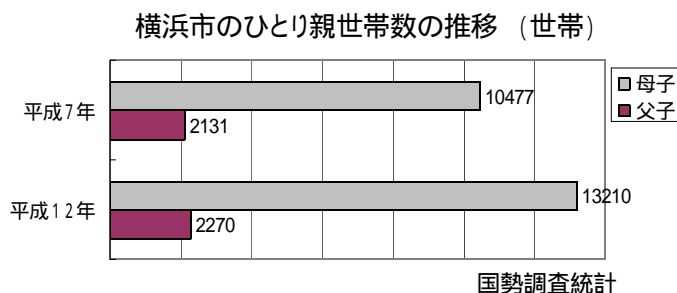
同期間の全国の離婚件数は40%増です。

また、本市の平成13年の離婚率は2.26(人口千人当たり)で、全国の同年の離婚率は2.30です。

2) ひとり親世帯数の推移

本市母子世帯数は、平成7年～平成12年までの5年間で26%の増となっています。

本市父子世帯数の同期間の伸び率は6.5%です。



全国母子世帯数の同期間の伸び率は18%です。

また、全国父子世帯数の同期間の伸び率は5.7%です。

3) 本市ひとり親世帯数

本市調査結果を児童扶養手当の受給率等から推定しますと、本市の母子世帯数は約30,000世帯、また本市調査から父子世帯数は約7,000世帯と推定されます。

この推定世帯数は、母子世帯は全世帯の約2%、父子世帯は全世帯の約0.5%です。(この割合は「全国調査」の母子世帯2.1%、父子世帯0.4%とほぼ同率です。)

2 母子世帯の現状

1) 属性

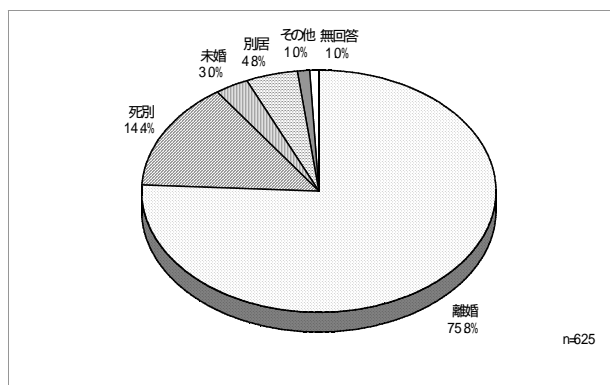
母子世帯となった理由は、昭和50年頃を境として離婚等生別が死別を上回り、以後生別の割合が毎年増加してきています。本市調査でも離婚の占める割合は高いものとなっています。

母子世帯となった理由

本市調査では離婚が約75%、死別が約15%でした。

全国調査では離婚が約70%、死別が約20%です。

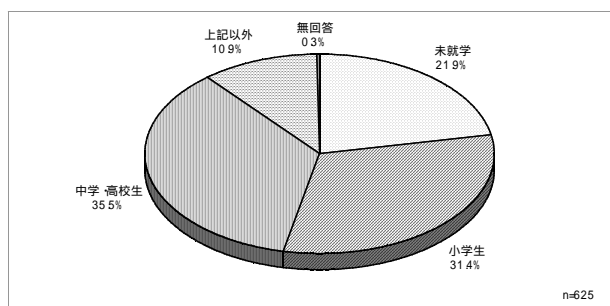
(なお、児童扶養手当(公的年金受給者は対象外)の本市平成15年7月受給者16,862人について見ますと、離婚が90%、未婚が5%、死別が2%です。)



図・母子家庭になった理由

世帯における末子の年齢

本市調査及び全国調査とも、未就学児及び小学生のいる世帯が50%を占めています。



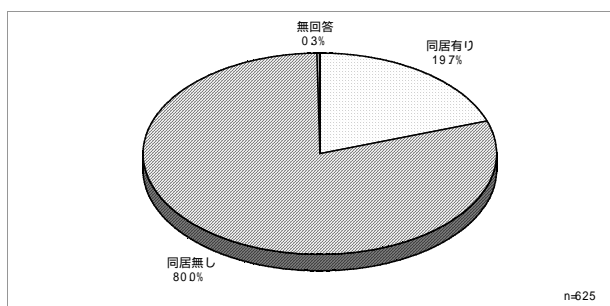
図・子供(末子)の年齢階層

母子世帯となった時の母の年齢

本市調査及び全国調査とも、30～39歳が半数近くとなっています。

親族との同居状況

様々な援助が期待できる親族との同居は20%でした。



図・家族親族との同居

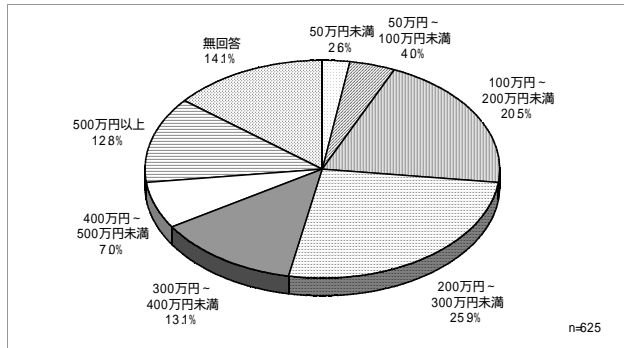
2) 生活・子育ての状況

母子世帯の生活面では、生活費の不足や民間住宅入居時に保証人が見つからないといった状況があります。また、仕事との両立に不可欠な子育て支援では保育園等が利用されています。

世帯の収入

本市調査では、約半数の世帯（54%）が300万円未満という状況です。

（国民生活基礎調査の「H13年中の所得」では母子世帯の平均所得は243.5万円で、これに対し児童のいる全世帯の平均所得は727.2万円です。）

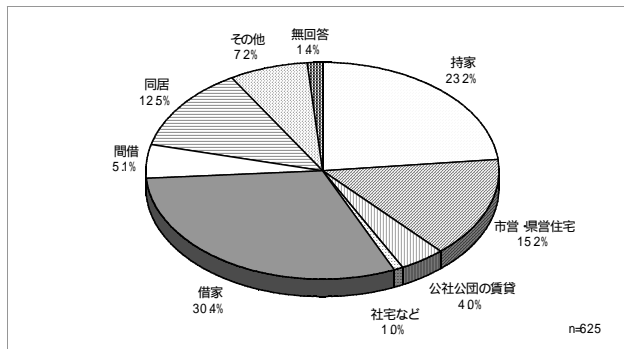


図．世帯総収入

住居の状況

本市調査では、民間借家・間借と、公営住宅・社宅で56%でした。

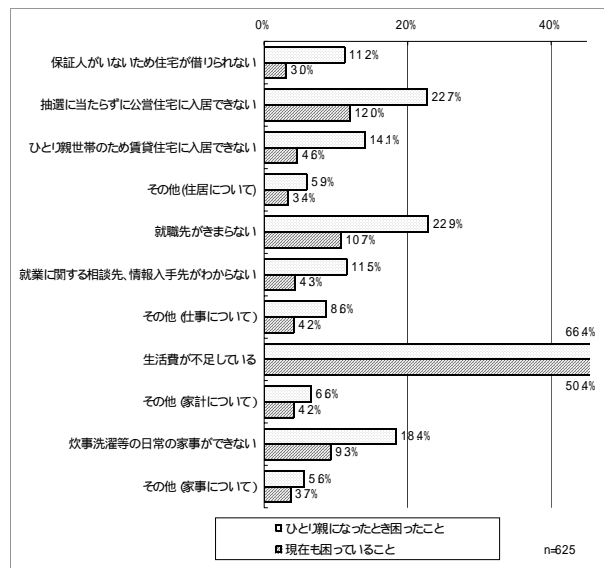
（本市調査の「ひとり親世帯になった時困った事」という質問で、23%の人が「公営住宅に入居できない」、12%の人は「現在も困っている」となっています。）



図．住居の状況

本市調査の「ひとり親世帯になった時困った事」という質問に、11%の人が「保証人がいないため住宅が借りられない」をあげています。

また14%の人が「ひとり親世帯のため賃貸住宅に入居できない」をあげています。



図．ひとり親になったときに困ったことと現在も困っていること

未就学児の保育

本市調査によると、未就学児のいる母子世帯の75%が保育園等を利用しています。

小学生の放課後対策

本市調査の自由意見に、「子どもが小学生になった時、預ける所があるのかとても不安です」「土曜の保育当番や運営役員などの負担も大きく改善してほしい」等が寄せられています。

子育ての悩み

福祉制度の利用状況を尋ねた中で、19%の人が児童相談所を利用したことがあり、26%の人は今後利用したいと答えています。

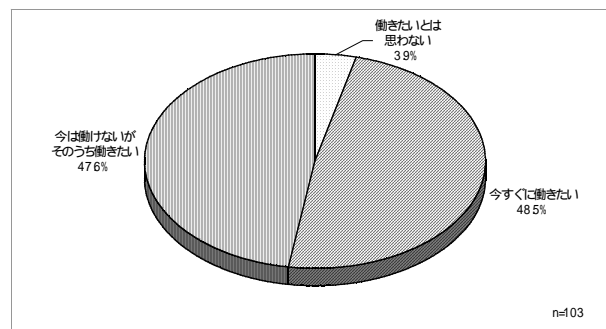
3) 就業の状況

就業率は84%で、就業意欲が就業と結びついていない人がいます。また就業形態ではパート・アルバイトが多く、児童の年齢が低いほどその率は高い状況です。

就業意欲

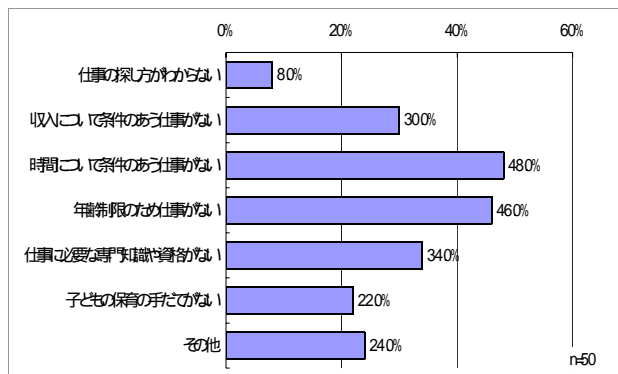
就業率は本市調査では84%、全国調査では85%とほぼ同率となっています。

本市調査によると、現在仕事に就いていない人の49%はすぐ働きたいと考えています。



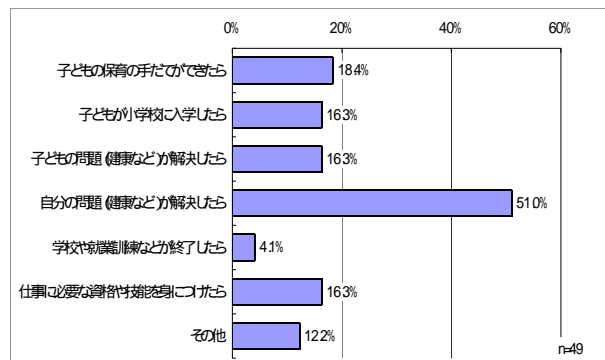
図．働きたいと思っているか

このすぐ働きたいと考えている人に、現在仕事に就いていない理由を尋ねたところ、「時間について条件のあう仕事がない」及び「年齢制限のため仕事がない」がそれぞれ50%近くで、「仕事に必要な知識や資格がない」という人が34%いました。



図．今すぐ働きたいと思っているが、働いていない理由

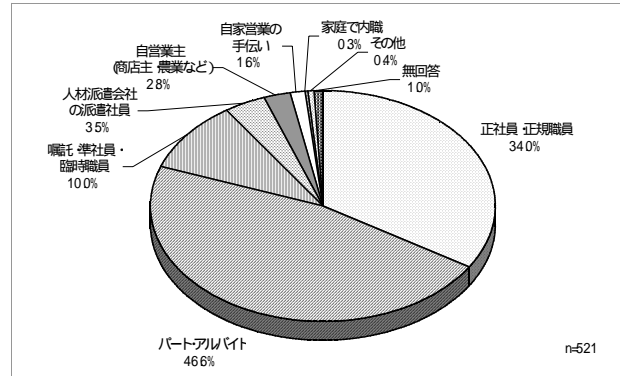
また、今は働けないがそのうち働きたいと答えた48%の人に、どのような状況になれば働けるようになるかを尋ねたところ、「自分の問題（健康など）が解決したら」が51%あり、「資格や技能を身につけたら」という人も16%いました。



図．今は働けないが、どのような状況になれば働けるようになるか

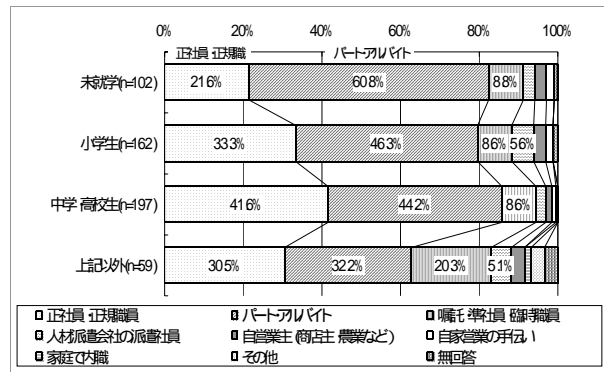
就業形態

就業者の就業形態は、本市調査では正社員が34%、パート・臨時が60%でした。全国調査では正社員が51%、パート・臨時が38%となっています。



図．現在の仕事の就業形態

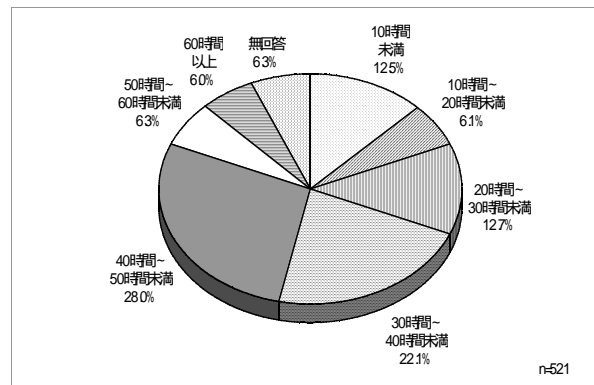
また、正社員の率を末子の年齢階層別に見ると、未就学児で22%、小学生で33%、中学生で42%と、児童の年齢とともに正社員の率が高くなっています。



図．現在の仕事の就業形態 (子供(末子)の年齢階層別)

就労時間

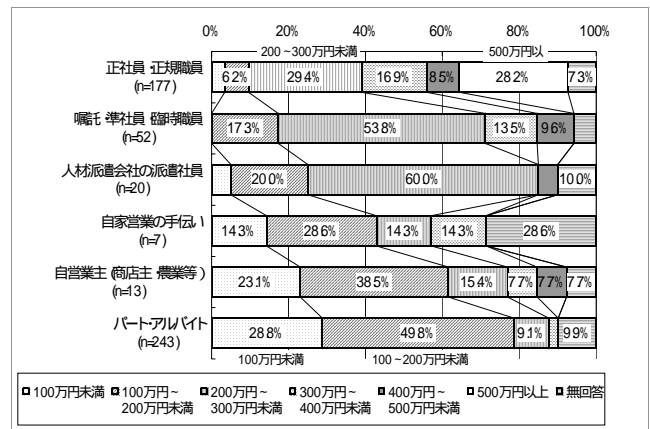
就業者の就労時間について見てみますと、1週間あたり40時間未満が55%となっています。



図．一週間あたりの平均就業時間

年収

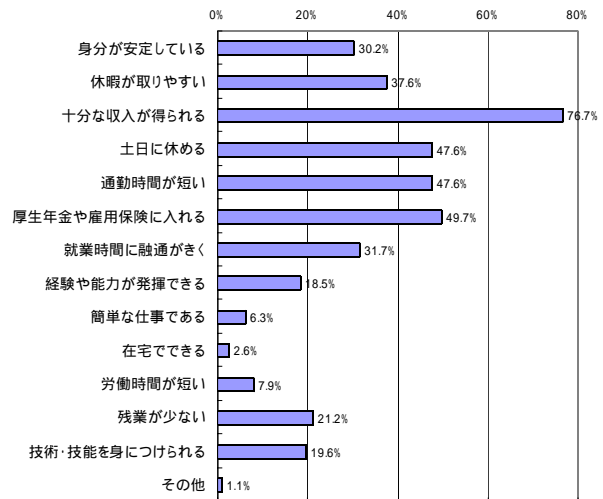
本市調査によると、現在働いている人の年収は200万円未満が45%で、就労形態との関係を見ると、パート・アルバイトでは200万円未満が80%を占めています。



図．現在の年収額 (就業形態別)

就労の際重視する点

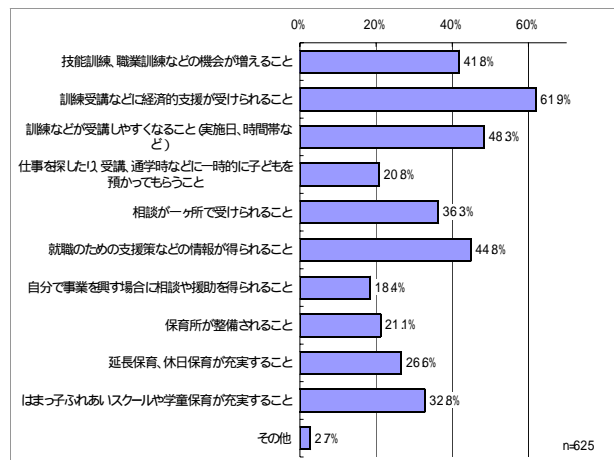
36%の人が仕事を変えたいと考えていますが、その際考慮する点を尋ねたところ、「十分な収入が得られること」77%のほか、「通勤時間が短い」、「土日に休める」、「休暇が取りやすい」が高率でした。



図．新しい仕事・職場を選ぶ際重視する点

就職や仕事の支援についての希望

就職や仕事に必要な支援を尋ねたところ、「訓練受講に対する経済的支援」、「訓練が受講しやすい(曜日・時間帯)」、「就職のための支援策」、「訓練等の機会が増えること」等が高率でした。



図．就職や仕事のために必要な支援

また、児童の階層別に見てみると、未就学児を持つ親では、「延長保育・休日保育の充実」、「保育所の整備」を望んでいます。

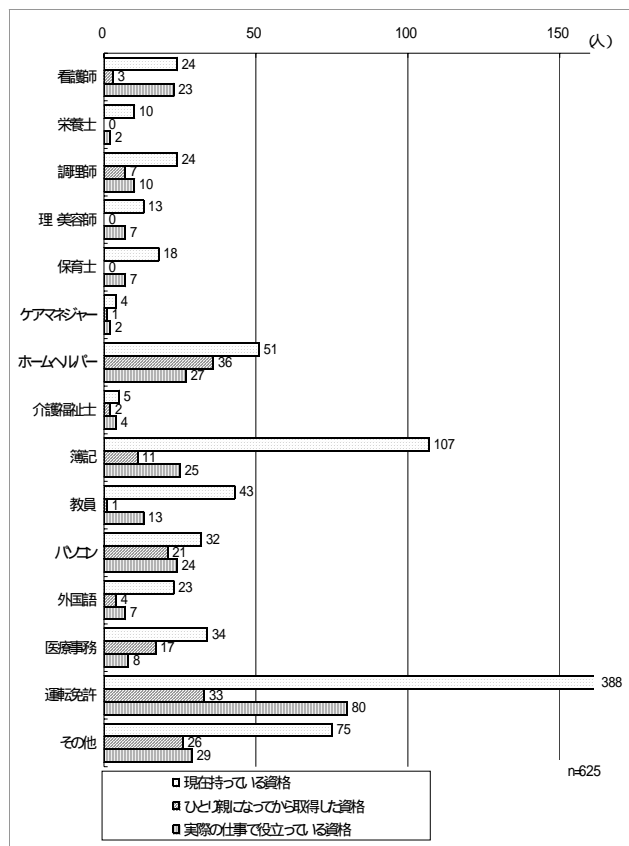
「はまっ子ふれあいスクールや学童保育」については、未就学児を持つ親と小学生を持つ親が充実を希望しています。

就労に役立つ資格等

資格で実際に役立っているものを尋ねたところ、「運転免許」、「ホームヘルパー」、「簿記」、「パソコン」、「看護師」等があげられました。

これらにつき、資格所持者数に対する役に立っている人の割合は、「看護師」85%、「パソコン」45%、「ホームヘルパー」31%等が高率となっています。

なお、これから身につけたい資格を自由に記入してもらったところ、「パソコン・情報処理関係」が一番多く、「介護関係」、「医療関係」と続きました。



図．持っている資格について

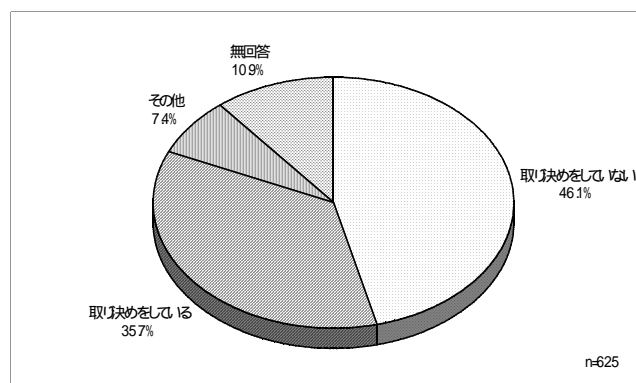
4) 養育費・その他

養育費を取り決めている世帯は36%でした。今後利用したい福祉制度では母子寡婦福祉会の各種事業（法律相談等）が高率でした。

養育費

本市調査で、養育費について取り決めている世帯は36%で、全国調査の35%とほぼ同率となっています。

取り決めている人に、無料法律相談の利用希望を尋ねたところ、利用したいと答えた人が31%いました。



図．子供の養育費について取り決めているか

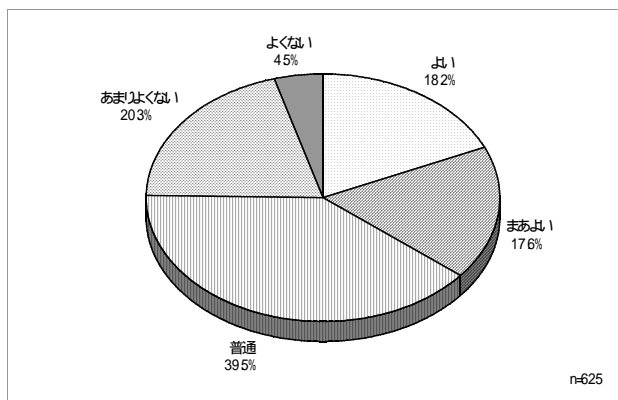
進学の問題

自由意見欄に寄せられた意見128件の内、生活費の不足に次いで、児童の学費の心配が2番目に多く44件でした。特に児童が望む学校に行かせることができるか、将来を心配しているものが多く見られました。

健康

健康状態について尋ねたところ、「よくない」5%、「あまりよくない」20%で、これを合わせた25%の人が健康状態がすぐれないと答えています。

（国民生活基礎調査の「健康意識の割合」6歳以上女性では、「よくない」1.5%、「あまりよくない」11.2%で、合わせて12.7%となっています。）



図．現在の健康状態

母子世帯になって困ったこと

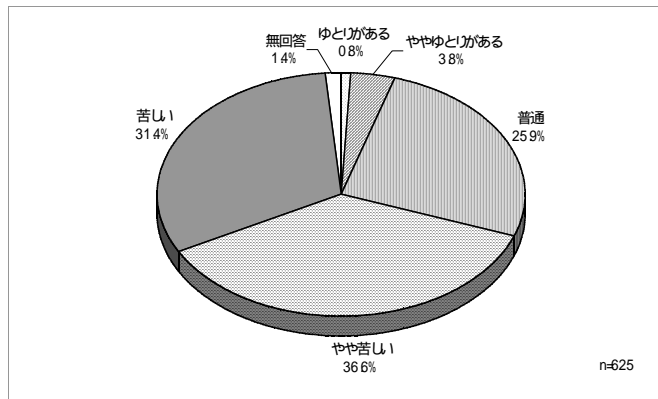
母子世帯になって困ったことを尋ねたところ、生活費の不足が特に多いほか、公営住宅に入居できないこと、就職が決まらないこと等があげられました（参照5頁：グラフ）。

また、相談相手について尋ねたところ、19%が相談相手が欲しいと回答しています。

現在の暮らしについて

現在の暮らしについて尋ねたところ、「苦しい」31.4%、「やや苦しい」36.6%、合わせて68%の人が苦しいと感じています。

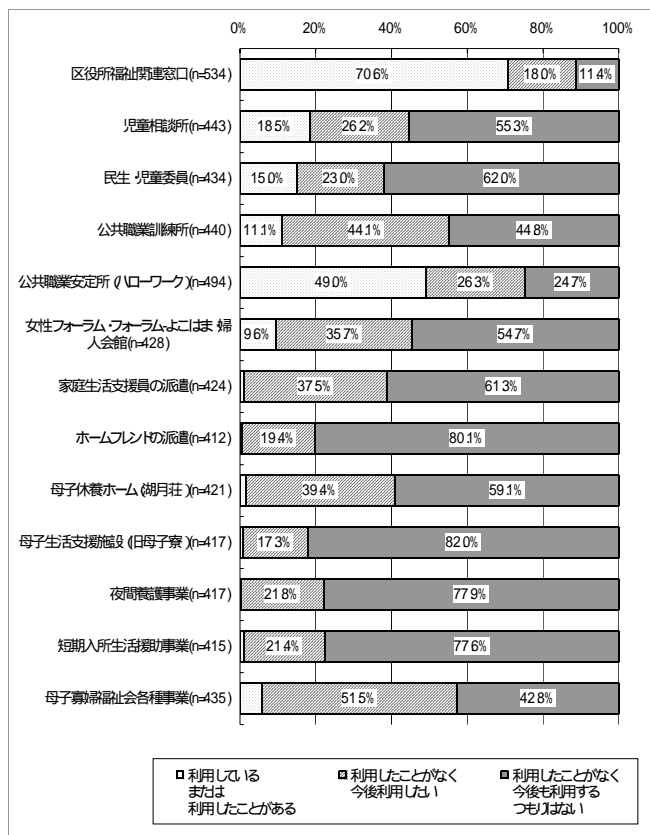
(国民生活基礎調査の「生活意識状況」全世帯では、「苦しい」20.2%、「やや苦しい」31.2%で、合わせて51.4%でした。なお、同調査の母子世帯では、同じく合わせて81.5%となっています。)



図．現在の暮らしについて

福祉制度等の利用状況

今後利用したい福祉制度等を尋ねたところ、「母子寡婦福祉会の事業（無料法律相談、日曜電話相談など）」、「公共職業訓練所」、「母子休養ホーム」、「生活支援員の派遣」、「女性フォーラム」等が30%を超えました。



図．各種制度・サービスの利用状況
注) 無回答を除外しています。

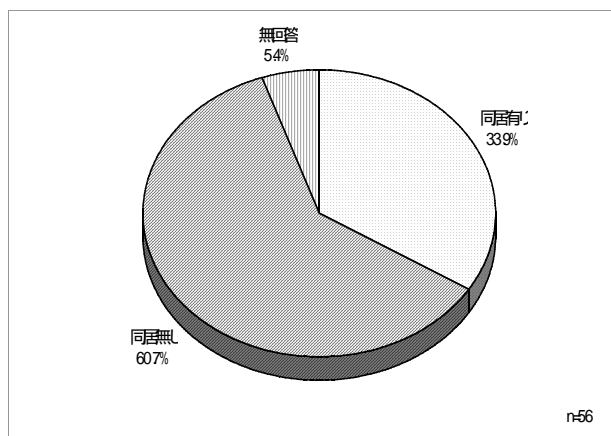
3 父子世帯の現状

母子世帯では、就労支援を中心とした経済的問題が全面に出てきますが、父子世帯ではどちらかというと、家事支援や相談についての生活面での問題が見られます。

1) 親族との同居状況

様々な援助が期待できる親族との同居は父子世帯では34%で、全体の1/3でした。

(参照4頁：母子世帯)

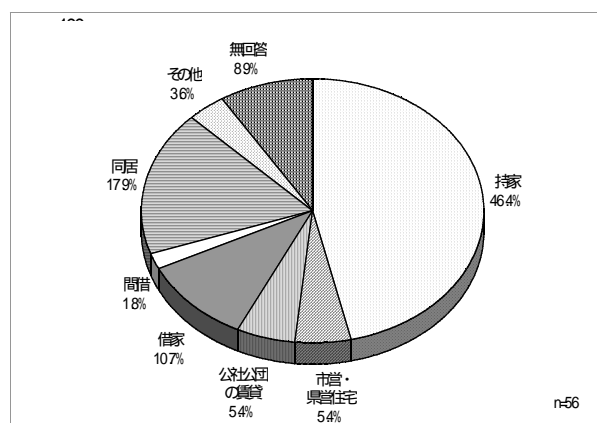


図．家族親族との同居

2) 住居の状況

父子世帯では、持ち家が46%という状況でした。

(参照5頁：母子世帯)

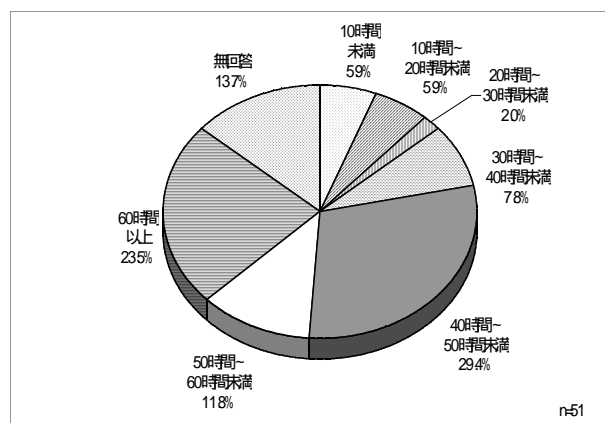


図．住居の状況

3) 就労時間

1週の就労時間は、40時間未満が22%、60時間以上は24%でした。

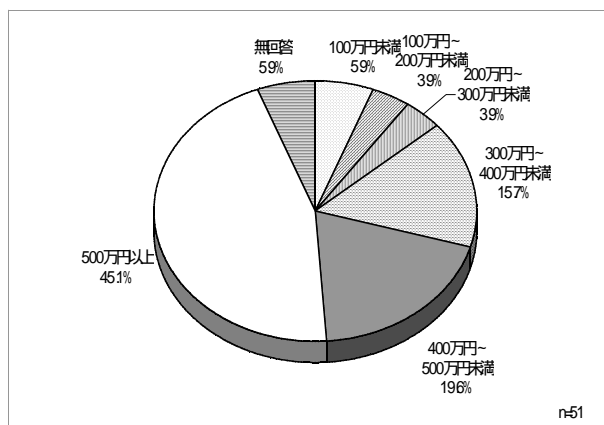
(参照7頁：母子世帯)



図．一週間あたりの平均就業時間

4) 年収

年収は、200万円未満が10%、500万円以上が45%という状況でした。
(参照7頁：母子世帯)

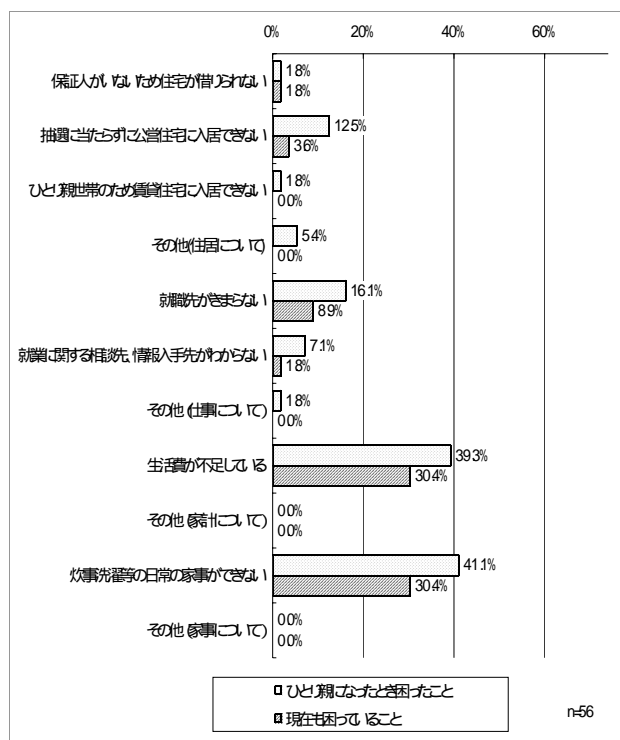


図．現在の年収額

5) 父子世帯になって困ったこと

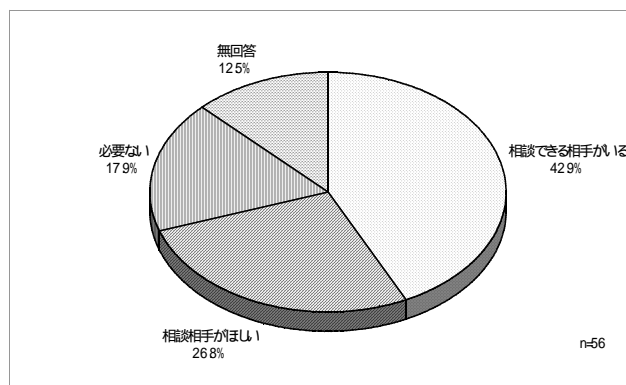
父子世帯になって困ったことを尋ねたところ、「日常の家事ができない」が「生活費が不足している」と並んで高率を占めました。

また福祉制度の利用希望を尋ねた別の問では、20%近い世帯が「生活支援員の派遣」を希望し、「児童相談所」と「ホームフレンドの派遣」という子育て関係の利用希望も20%ありました。



図．ひとり親になったときに困ったことと現在も困っていること

また、相談相手について尋ねたところ、「必要ない」と答えた人が18%いる反面、27%の人が相談相手を希望しています。



図．相談相手の有無

4 ひとり親世帯の課題

本市実態調査の結果を中心に母子世帯と父子世帯の現状を見てきましたが、本市におけるひとり親世帯の課題は次のように考えられます。

1) 母子世帯の課題

母子世帯数の増について

本市母子世帯のうち、母子世帯となった理由の75%を離婚が占めており、離婚件数の増とともに母子世帯の世帯数も増加してきています。これに伴い児童扶養手当の支出も増加することとなります。

就業支援について

母子世帯の収入を見ますと、84%の世帯が就業していますが、就業形態はパート・臨時が多く、平均収入は全世帯の1/3程度となっています。この要因としては母子世帯の50%は小学生以下の児童を抱えており超過勤務や土曜・日曜の出勤が難しいことがあげられます。

なお、未就業者の就業促進や既就業者のパート等から常勤への転職には、条件に合う仕事の斡旋及び仕事に必要な知識や資格の取得が求められています。なお現状では、ここ数年の経済情勢や雇用形態の変化等から、常勤職への就職は困難な状況があり支援にも工夫が必要と考えられます。

養育費の確保について

児童の養育にかかる費用は当然前夫から受け取れるはずですが、半数以上の世帯で前夫と養育費について取り決めがありません。

取り決め率が低い要因としては、養育費の負担が児童の親としての義務であることの認識の欠如と、実際の履行の可能性や手続きの煩雑さからの躊躇が考えられ、啓発の実施と手続きへの支援が求められます。

子育て・生活支援について

生活面では、民間住宅入居時に保証人が確保できないといった状況があり支援が求められます。

子育てでは、未就学児を抱える世帯の75%が保育園等を利用しており、就業を促進するためには保育園の利用は不可欠です。また現在検討中の小学生の放課後児童育成施策が母子世帯にとっても利用しやすい制度となることが望まれます。

情報提供・生活支援について

情報提供や相談窓口では、総合的相談窓口の充実や支援制度の周知が求められています。

2) 父子世帯の課題

母子世帯では就労支援を中心とした経済的課題が中心となりましたが、父子世帯ではどちらかというと、家事支援や相談についての問題状況が見られます。

父子世帯では育児等の協力を期待できる親族との同居は34%で、児童と父親の単独世帯も6割を占めており、仕事と子育てを一人で行わねばならない状況は母子世帯と同様といえます。

住居の状況は46%が持家で、年収は500万円以上の世帯が45%いる反面300万円未満の世帯も14%おり、年齢が低い児童を抱え、親族とも同居でない場合は母子世帯と同じ様な状況が考えられ今後の課題です。

困っていることとしては「家事」が40%と多く、また半数近くの世帯が相談相手がない状況です。父子世帯ではこれらを中心とした支援が求められます。

3) 支援の実施に際しての課題

ひとり親世帯のこれらの課題の解決には様々な支援が求められますが、厳しい財政状況の中行政だけではきめ細かな支援は困難な状況にあります。これまでも関係団体等の協力を得て支援を行ってきましたが、今後は関係団体のほか、地域のNPO法人等支援に携わる市民全てを含め、より一層の官と民との連携・協働が求められます。

支援の基本的姿勢及び基本目標

1 支援の基本的姿勢

平成15年7月に施行された次世代育成支援対策推進法では、子育てしているすべての家庭のために、地域の様々な子育て支援サービスの充実とネットワークづくり等の推進など、あらゆる子育てを支援することを規定しており、その中に母子家庭等の自立支援や児童の虐待防止対策なども盛り込まれています。乳幼児期等に親子関係を築くことは、不適切な養育や児童への虐待を未然に防止することになり、その後の問題行動を防止することにもなると考えられています。

そこで、母子家庭の就労支援にあたっては、それぞれの子どもの年齢や状況など、母自身が抱えている課題を考慮する必要があります。また、母がそれらの状況や悩みを気軽に相談できるような仕組みを作り、地域レベルの支えあいや行政の支援制度の充実により、個別のニーズに応じた支援をしていけるよう目指していきます。

1) 市の責務

横浜市はこれまでもひとり親世帯を支援してきましたが、今後も引き続き責任を持って推進していきます。

現在、地域では様々な福祉活動を自主的に実行する芽が育って来ています。また当事者においても自立に向け互いに助け合い工夫する気運が高まっています。

他方本市の財政状況は大変厳しい状況にあり、限られた財源の中で最大の効果を導き出す必要に迫られています。そこでひとり親世帯へのきめ細かな支援を実行するに当たってはこれら関係団体等と、連携・協働して支援を推進します。

2) 当事者の責務

母子家庭の母等は、行政や関係団体等幅広い支援の中で自ら進んでその自立を図り、互いに助け合いながら創意工夫をもって生活の安定と向上に努めます。

3) 市民及び関係団体等の連携

市民及び関係団体等は、市の啓発等によりひとり親世帯の課題を理解するとともに、ひとり親世帯の自立に向け連携・協力し世帯の支援に努めます。

2 支援の基本目標

1) 子育てや生活の支援

ひとり親世帯が、安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な保育サービスや放課後児童施策を活用するほか、保育所の優先入所や中学生等への訪問援助を推進するとともに、緊急時等の生活支援員派遣体制を整備します。

また、住まいについては、公営住宅の優先入居とともに、民間住宅への円滑な入居を促進します。

2) 就業の支援

ひとり親世帯が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のため職業訓練校を活用するほか、資格の取得等を支援します。

また、就職が円滑に進むよう、ハローワークとの連携強化、関係団体の協力等を促進し就職情報の提供、雇用の促進についても検討を進め就業面での支援体制を整備します。

3) 自立へ向けての経済的支援

ひとり親世帯となった当初等世帯収入が少ない間、児童扶養手当の受給やひとり親医療費助成により基本的生活を確保するとともに、母子寡婦福祉資金貸付等も利用し自立に向けての活動が円滑に行えるよう経済的支援を推進します。

4) 養育費の確保

ひとり親世帯の児童が養育費を確保できるよう、法律相談による支援体制を整備するとともに、養育費についての啓発を推進します。

5) 相談機能や情報提供の充実

区役所窓口における全般的相談のほか、電話等による相談を充実するとともに、母子寡婦福祉資金貸付やその他の支援制度・サービスを利用しやすくするために、積極的に情報提供する等相談機能・情報提供の支援体制を推進します。

6) 児童自身へのサポート

ひとり親世帯の児童が気軽に相談できるよう、ひとり親世帯に理解のある相談員による相談を推進します。

また中学生等の悩み軽減等のために、大学生ボランティアによる訪問援助を推進します（再掲）。

支援の具体的計画

1 子育てや生活の支援

経費負担区分

1) 子育ての支援

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
保育所への優先入所	未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。	実施	推進						-

2) 中学生等への支援

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
児童訪問援助事業の実施	ひとり親家庭の中学生等に大学生のボランティアを派遣し、孤立感や悩みの軽減を図ります。	推進	拡充*	推進					-

* これまで、夏休み期間中に実施していましたが、期間を延長し通年化を目指します。

3) 疾病等緊急時や就職活動時等の支援

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
日常生活支援事業の実施	疾病等緊急時や就職活動時等に家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図ります。	推進	拡充*	推進					

* 所得制限を廃止（自己負担は有）し、緊急時の円滑な対応を進めます。

4) 公営住宅の積極的活用の推進

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
市営住宅入居時の優遇	市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、入居しやすくします。	推進							-

経費負担区分

5) 民間住宅入居への支援

国	県	市
-	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
民間住宅へのあ んしん入居(仮称)	保証人等の問題で民間住宅に入居が困難な場合に、円滑に入居できるしくみを整備します。	検討	実施	推進					-

6) 母子生活支援施設

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
母子生活支援施設 の運営と環境 整備	援助を必要とする母子世帯が、安心して自立に向けた生活を営めるよう、母子生活支援施設を運営するとともに、その環境を改善します。	推進			拡充 *	推進		-	-

* 母子生活支援施設が1か所整備されます。

2 就業の支援

1) 母子家庭自立支援給付金事業の実施

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
自立支援教育訓練 給付金事業の 実施	就労に役立つ講座の受講料の40%を補助し、就業をより効果的に促進します。 (所得制限があります。)	検討	実施	推進				-	-

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
高等技能訓練促進 事業の実施	就労に役立つ資格の修業期間(2年以上)の最後の1/3に生活費を補助し、就業をより効果的に促進します。 (所得制限があります。)	検討	実施	推進				-	-

経費負担区分

2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
就職情報の提供	行政機関及び民間等から寄せられた就職情報を提供します。	検討	実施	推進				-	

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
就職支援講座の実施と就業支援	就職に結びつく技能講座を開催し、修了者には就業支援を実施します。 (所得制限があります。)	検討	実施	推進				-	

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
就職支援セミナーの実施	就職時の基礎的知識や心構えを習得するセミナーを実施し、円滑な就職を図ります。 (所得制限があります。)	検討	実施	推進				-	

3) 支援体制の整備

国	県	市
-	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
ハローワークとの連携強化と雇用の促進	求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。また雇用の促進についても検討していきます。	検討	実施			推進		-	

3 自立に向けての経済的支援

経費負担区分

1) 基本的生活の支援

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子 母子	父子 父子	寡婦 寡婦
児童扶養手当	父母の離別、父の死亡等により児童を養育している母等に支給します。 平成20年度から、支給認定後5年経過者は減額(3歳未満児は3歳到達後)。(所得制限があります。)	推進						-	-

国	県	市
-		

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子 母子	父子 父子	寡婦 寡婦
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。 対象は児童扶養手当対象者に準拠(所得制限があります。)	推進							-

2) 生活の安定と向上のための貸付

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子 母子	父子 父子	寡婦 寡婦
母子寡婦福祉資金貸付	技能修得資金や修学資金等を無利子又は低利で貸付ます。	推進						-	

4 養育費の確保

1) 養育費の取り決めの推進

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子 母子	父子 父子	寡婦 寡婦
法律相談の実施	養育費の取り決めにつき、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。	推進	拡充*	推進				-	-

* 従来月1回実施していたものを月2回とします。

経費負担区分

2) 養育費についての啓発

国	県	市
-	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
養育費についての啓発	養育費の負担は、児童の親として当然の義務であること等を啓発していきます。	検討	実施	推進					-

5 相談機能や情報提供の充実

1) 区役所窓口の充実

国	県	市
-	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
区役所窓口の充実	区役所サービス課窓口での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実し、利用の促進を図ります。	推進							

2) 相談機能の充実

国	県	市
*	-	

*一部のみ

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
日常生活相談の実施	ひとり親家庭等の生活全般につき、電話及び窓口において、相談の実施や、情報の提供を行います。	推進	拡充*	推進					

* これまで昼間の時間帯に実施していたものを、夜間の時間帯に延長もします。

3) 支援者の専門性の向上

国	県	市
*	-	

*一部のみ

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
支援者研修の実施	ひとり親世帯の相談全般に対応出来るよう、支援者に研修を実施し、専門性の向上を図ります。	推進	充実	推進					

経費負担区分

4) 関係機関の連携

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
関係者連絡会の開催	ひとり親世帯支援に関係する機関・団体等が定期的に連絡会を開催し、支援の充実を図ります。	推進	充実	推進					

6 児童自身へのサポート

1) 児童悩み事相談

国	県	市
-	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
ひとり親子ども相談の実施	日常生活相談において、ひとり親世帯に理解のある相談員が、児童からの様々な相談に応じます。	推進							-

2) 中学生等への支援(再掲)

国	県	市
	-	

項目	内容	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	母子	父子	寡婦
児童訪問援助事業の実施	ひとり親家庭の中学生等に大学生のボランティアを派遣し、孤立感や悩みの軽減を図ります。	推進	拡充*	推進					-

* これまで、夏休み期間中に実施していましたが、期間を延長し通年化を目指します。

【横浜市母子家庭等自立支援計画策定連絡会】名簿

委員

	所 属	役 職	氏 名
1	(財)横浜市母子寡婦福祉会	理事長	佐藤 芳子
		理事	有路 由紀子
		事務局長	平田 侑
2	(財)横浜市女性協会	フォーラムよこはま 事業国際課長	納米 恵美子
3	民生委員児童委員協議会	理事 (緑区民生委員児童委員協議会会長)	山口 陽子
4	(社福)横浜市社会福祉協議会	地域活動部長	小嶋 正夫
5	母子生活支援施設	カサ・デ・サンタマリア施設長	宮下 慧子
6	母子等支援NPO	NPOたすけあいゆい 理事長	濱田 静江
7	公共職業安定所	横浜公共職業安定所 職業相談第三部門 統括職業指導官	大槻 信次
8	区福祉保健センターサービス課	港南区サービス課担当課長	村田 和義
9	市民局職業訓練課 (横浜市中央職業訓練校)	職業訓練課長	成田 拓夫
10	建築局住宅政策課	住宅政策課長	平野 壽幸
11	福祉局企画課	企画課長	鯉淵 信也
12	子育て支援事業本部 放課後児童育成課	放課後児童育成課長	橋本 康正
13	福祉局児童家庭課	児童家庭課長	中村 香織

顧問

	福祉局児童福祉部	児童福祉部長	千田 清明
--	----------	--------	-------

事務局

	福祉局児童家庭課	児童家庭係長	大庭 充男
		担当	深見 和夫